

# 中国におけるM&A最新事情 ～日系企業の再編・撤退関連実務を中心に～



2018年9月21日（金） CRCC研究会 主催

金杜法律事務所 (KING&WOOD MALLESONS)  
パートナー弁護士 劉 新宇 (LIU XINYU)

# 目次

---

一. 日系企業の再編・撤退の背景と動向

二. 日系企業の買収と再編・撤退の方法、問題所在とリスク回避

三. 組織統合（持分譲渡、資産買収・譲渡、合併・分割）

四. 会社解散・清算

五. 再編・撤退に伴う人員の削減・調整

六. 買収・再編における企業結合申告

# 一. 日系企業の再編・撤退の背景と最新動向

(一)

日系企業の再編・撤退の背景

(二)

日系企業の買収、再編・撤退の最新動向

(三)

日系企業の再編・撤退に関する理解の重要性

# ー(一) 日系企業の再編・撤退の背景

## 1. 外商投資企業に対する管理制度

### (1) 外商投資企業の設立及び変更

変更点：認可制→届出制

対象：ネガティブリスト非該当の投資プロジェクト

### (2) ネガティブリスト制の導入

ネガティブリスト該当の投資プロジェクト：既存の審査認可制度の維持

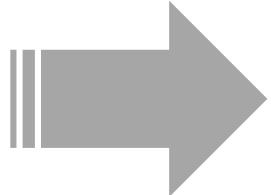
## 関係法令

- ① 「外商投資企業の設立・変更届出管理暫定弁法」(2018年6月29日改正)
- ② 「国家発展改革委員会、商務部の公告2016年第22号」(2016年10月8日施行)
- ③ 国家工商行政管理総局による「外商投資企業に対する届出管理の実施にかかる登記登録作業に関する通知」(2016年9月30日施行)
- ④ 「外商投資産業指導目録(2017年改正)」(2017年7月28日施行)
- ⑤ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(2018年7月28日施行)

# ー(一) 日系企業の再編・撤退の背景

## (3) 「外商投資産業指導目録（2017年改正）」：届出制の適用範囲を画定

【改正前】  
① 奨励類  
② 制限類  
③ 禁止類



(1) 奨励類、(2) ネガティブリスト  
※ネガティブリスト（外商投資参入特別管理措置）：  
制限類と禁止類に該当するもの  
◆ネガティブリストに該当 = 審査認可制  
◆ネガティブリスト非該当 = 届出制

## (4) 企業設立・変更届出弁法（2017年改正）：届出制の適用範囲を拡大

次の2つに該当する場合、ネガティブリスト非該当の投資プロジェクトについて、これまでの審査認可制による管理ではなく、届出制の適用範囲とされる。

- (1) 外国投資者による国内企業の買収
- (2) 外国投資者による国内上場会社への投資

2018年改正：外商投資企業の設立にかかる届出時期の調整

# 一(一) 日系企業の再編・撤退の背景

## 2. 最新の外商投資企業管理制度の展望

### (1) 外商投資企業に対する管理の緩和

変動期の不安定→減資手続きの例

### (2) 外国投資法（意見募集稿）

2015年1月19日公布、11章170条

- 内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルを実施
- 案件ごとの審査認可制度に基づく管理モデルを廃止  
新たに「限定的許可と全面的報告」に基づく外資参入管理制度を構築
- 企業をタイプ分けし、それぞれに異なるルールを適用することを廃止、原則として外国投資法を統一で適用

⇒ 2018年全国人民代表大会（「全人代」）の立法計画によると、外国投資法は2018年12月の全人代常務委員会で審議される予定

# ー(一) 日系企業の再編・撤退の背景

## 3. 外資系企業の買収を誘発する環境の変化

(1) 外資に対する規制緩和

(2) 中国国内経済の発展

(3) 市場ニーズの増加

# ー(一) 日系企業の再編・撤退の背景

## 4. 外資系企業の再編・撤退を誘発する環境の変化



## －(二) 日系企業の買収、再編・撤退の最新動向

### 近年の再編・撤退、投資の方向性

(1) 中国－現地法人の撤退数 (単位：社。あくまで一部のデータ)

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
188	205	274	278	269

(出所：経済産業省「第47回海外事業活動基本調査概要」)

(2) 再編・撤退の実態

- ・ 業種：主に製造業、サービス業
- ・ 企業規模：中小企業が多い
- ・ 地区：珠江・長江デルタ地域を始めとする沿海地区

## －(二) 日系企業の買収、再編・撤退の最新動向

### 2000～2017年 対中直接投資と対外直接投資

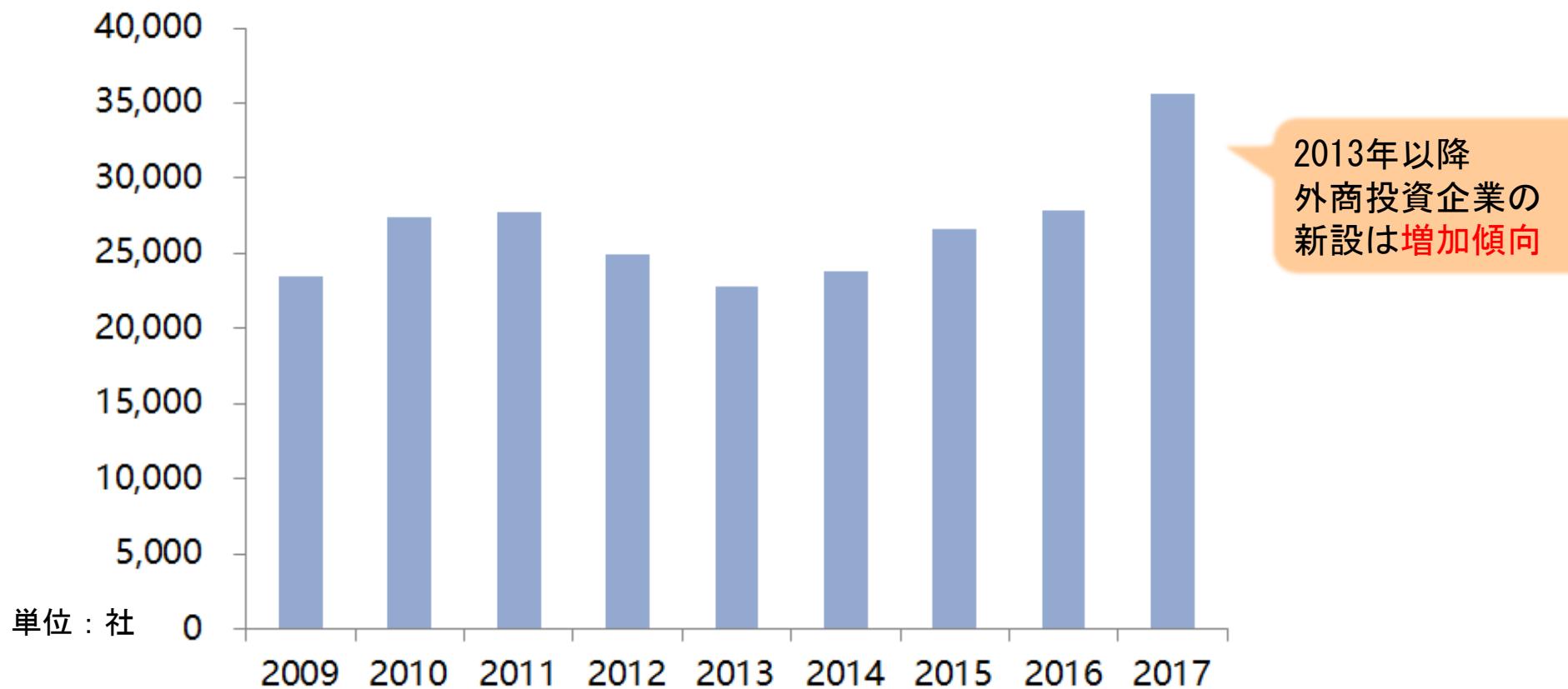
(単位：億米ドル)



出所：国家外貨管理局「中国国際收支報告書」

## －(二) 日系企業の買収、再編・撤退の最新動向

2009年～2016年　外商投資企業の新設認可の推移



出所：中国商務部　全国外商直接投資受入状況

# 一(三) 日系企業の再編・撤退に関する理解の重要性

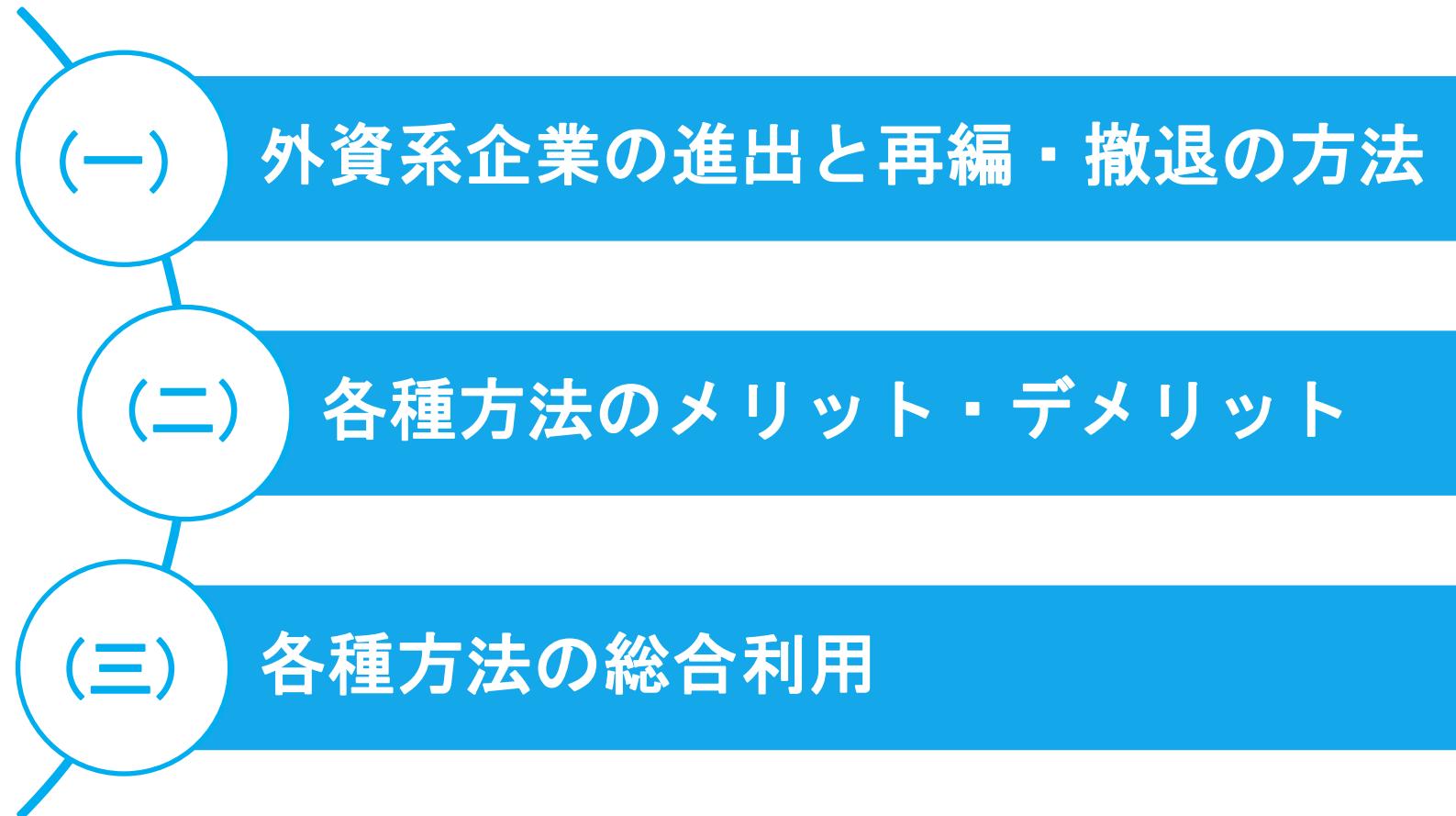
1. 法制度の現状
2. 各地方、政府担当者ごとに異なる法令運用や窓口対応
3. 手続及び進行上の煩雜性

例) 会社清算における労働問題の処理、一部の政府官庁での手続、税負担、企業財産の処分など

4. 手法に関する外資系企業運用実例の蓄積が一部不十分
5. 労働問題の重要性

日本に比べ、多くの時間・コスト・労力が必要  
順調に進行できるものではないことを念頭に置くことが必要

## 二. 外資系企業の進出と再編・撤退の方法、問題所在とリスク回避

- 
- (一) 外資系企業の進出と再編・撤退の方法
  - (二) 各種方法のメリット・デメリット
  - (三) 各種方法の総合利用

# ニ(一)外資系企業の進出と再編・撤退の方法

---

## 1. 組織統合

- ・出資持分譲渡
- ・資産買収・資産譲渡（事業譲渡）
- ・会社合併、分割
- ・外商投資性会社の活用

## 2. 会社解散・清算

## 3. 破産清算

## 二(二)各種方法のメリット・デメリット

方法	使用可能な範囲	メリット	デメリット
出資持分譲渡	買収 再編 撤退	<ul style="list-style-type: none"><li>手続が簡易迅速、低コスト</li><li>(認可制適用の場合)審査認可の取得が容易</li><li>紛争、行政処罰等に発展する可能性が低い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>譲渡先探し、譲渡価格交渉が困難な可能性</li><li>優遇減免税返納の可能性</li></ul>
資産買収・資産譲渡		<ul style="list-style-type: none"><li>事業内容の選択が可能</li><li>事業存続の実現が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>完全撤退が困難</li><li>手続上の不透明性</li><li>労働者待遇の問題が顕在化する可能性がやや高い</li></ul>
会社合併、分割	再編 撤退	<ul style="list-style-type: none"><li>清算手続を経ずに再編が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>手續が若干煩雑</li><li>通常、完全撤退は困難</li></ul>

## 二(二)各種方法のメリット・デメリット

方法	使用可能な範囲	メリット	デメリット
外商投資性公司	再編のみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・中国事業の統括管理が可能</li><li>・地域本部に認定された場合、一定の優遇あり</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・より厳格な設立条件</li><li>・3,000万米ドルの登録資本による新規投資に限定される</li></ul>
会社解散・清算	撤退のみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・完全撤退が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・手続が煩雑</li><li>・労働者待遇等の問題解決が困難となる可能性が十分ある</li></ul>
破産清算		<ul style="list-style-type: none"><li>・完全撤退が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・手續が複雑</li><li>・外国投資者にマイナス影響を及ぼすリスクあり</li></ul>

## 二(三)各方法の総合利用

---

### 1. 買収スキームの選択

例) 新事業設立時：持分買収、事業買収という2つの選択肢

### 2. 再編スキームの選択

例) 事業分割時：会社分割、事業譲渡という2つの選択肢

### 3. 撤退スキームの選択

例) 合弁会社存続の状態下の清算 又は 独資化後の清算

※ 案件の具体的な状況に基づき最適なスキームを選択

### 三. 組織統合 (持分讓渡、資產買収・譲渡、合併・分割)

- 
- (一) 持分譲渡
  - (二) 資産買収・資産譲渡
  - (三) 合併、分割

# 三(一)持分譲渡

## 1. 法制度

(1) 会社法第3章（71条～75条）、三資企業法関連

中外合弁企業	中外合弁経営企業法4条、15条 中外合弁経営企業法実施条例20条
中外合作企業	中外合作経営企業法10条、25条 中外合作経営企業法実施細則23条
外商独資・ 外商合弁企業	外資企業法10条、23条 外資企業法実施細則22条

## 三(一)持分譲渡

- (2) 「外国投資者の国内企業買収に関する規定」 (2009年改正)  
(商務部2009年6月22日公布・同日施行)
- (3) 「外商投資企業投資者の持分変更に関する若干の規定」  
(1997年5月28日、旧対外貿易経済合作部・国家工商行政管理局の共同公布)
- (4) 「外商投資企業紛争事件の審理に係る若干の問題に関する規定(一)」  
(最高人民法院2010年8月5日公布、同年8月16日施行)
- (5) 「外商投資企業の設立・変更届出管理暫定弁法」 (2018年6月29日改正)

- ◆ 譲渡先が国有企業である場合、国有資産管理の関連規定にも従う必要あり。
- ◆ 届出制の実施に伴い、上記(2)、(3)における商務部門の審査認可関連規定は、届出制の対象企業に対しては適用外となる。

# 三(一)持分譲渡

---

## 2. 主要手続

- (1) 各当事者内部の諸手続
- (2) 国有資産監督管理部門における関連手続  
(譲渡が国有資産にかかる場合)
- (3) 譲渡価格の確定——資産評価  
(譲渡が国有資産にかかる場合、国有資産評価が必要)
- (4) 財産権取引所における公開入札  
(国有財産権の買収の場合)
- (5) 持分譲渡契約の交渉、締結

## 三(一)持分譲渡

---

- (6) 会社定款（合弁・合作企業の場合、合弁・合作契約も）の修正、持分譲渡に関する最高権力機関の決議
- (7) 政府商務部門に対する届出
- (8) 工商行政管理部門における変更登記  
(届出制適用の場合、上記(7)の前に実行する可能性も)
- (9) 譲渡代金の支払  
(クロスボーダーの譲渡代金支払が発生する場合には、外貨管理の関連手続が必要)
- (10) その他変更登記(外貨登記など)

## 三(一)持分譲渡

---

### 3. 通念上の持分譲渡のメリット

- (1) 手続が簡易、迅速
- (2) (もし認可制適用の場合) 審査認可の取得が容易
- (3) コストが低い
- (4) 紛争、行政処罰等に発展する可能性が低い

# 三(一)持分譲渡

## 4. 実務において生じうる問題

- (1) 既存株主の優先購入権
- (2) 既存株主が第三者への持分譲渡に同意しない場合
- (3) 譲渡価格をめぐる交渉難航のおそれ
- (4) 持分譲渡後の日本側商号の使用、外資系企業から内資企業への転換に伴う納税などの諸問題
- (5) 持分譲渡代金回収のリスク

＜事例＞持分譲渡代金の回収をめぐるトラブル（外国為替問題）

- (6) 出資払込が未完了の段階での持分譲渡
- (7) 国有企業から持分を譲り受ける場合には、国有資産評価や公開入札が必要となる

## 三(二) 資産買収・資産譲渡

### 1. 中国法における資産買収及び資産譲渡の概念

### 2. 資産買収及び資産譲渡の関連法令

(1) 会社法

(2) 三資企業法関連

(3) 「外国投資者の国内企業買収に関する規定」 (2009年改正)

(商務部2009年6月22日公布・同日施行)

(4) 「外商投資企業の設立・変更届出管理暫定弁法」

(2018年6月29日改正)

Q. 既存の外資系企業が中国国内企業（外資系企業、内資企業を含む）の資産を譲り受けたとき、「買収規定」の適用はあるのか？

## 三(二) 資産買収・資産譲渡

### 3. 資産買収及び資産譲渡の主な法的手続

#### (1) 資産買収の場合

- ① 各当事者内部の諸手続
- ② 資産買収に関する意向書の締結（必要な場合のみ）
- ③ 買収価格の確定（国有資産の場合は国有資産評価、国有資産監督管理部門での関連手続が必要）
- ④ 資産買収協議書等の各種法的文書の準備・締結
- ⑤ 債権者に対する通知、新聞紙上での公告掲載（公告期間15日以上）
- ⑥ 政府商務部門に対する届出
- ⑦ 工商行政管理部門における工商登記  
(届出制適用の場合、上記⑥の前に実行する可能性も)
- ⑧ その他の登記手続（外貨登記など）

## 三(二) 資産買収・資産譲渡

### (2) 資産譲渡の場合

- ① 各当事者内部の諸手続
  - ② 資産譲渡に関する意向書の締結（必要な場合のみ）
  - ③ 譲渡価格の確定（国有資産の場合は国有資産評価、国有資産監督管理部門での関連手続が必要）
  - ④ 資産譲渡協議書等の各種法的文書の準備・締結
- 
- ◆ 通常は、政府商務部門における手続は不要
  - ◆ 必要に応じて、譲受会社は経営範囲の変更、増資又は分公司・子会社の設立を行う

## 三(二) 資産買収・譲渡

---

### 4. 資産買収及び資産譲渡における主な法的問題

- (1) 外資規制問題
- (2) 労働問題
- (3) 債権債務の処理
- (4) 契約関係の処理
  - ①契約地位（権利義務）の承継
  - ②旧契約の解除、新規契約の締結
- (5) 税関監督期間にある輸入税減免設備の処置
- (6) 税務

# 三(三)合併、分割

## 1. 法制度

- (1) 会社法第9章173～177条、180条1項
- (2) 三資企業法関連
- (3) 「外商投資企業の合併及び分割に関する対外貿易経済合作部・国家工商行政管理総局の規定」  
(2015年10月28日改正。以下、「合併・分割規定」という)
- (4) 「外商投資企業の設立・変更届出管理暫定弁法」  
(2018年6月29日改正)

- ◆ 改正後の会社法と「合併・分割規定」とが一致しない場合、会社法を優先的に適用
- ◆ 届出制の実施に伴い、「合併・分割規定」における商務部門の審査認可関連規定は届出制の対象企業に対しては適用外となる

### 三(三)合併、分割

---

#### 2. 合併

##### (1) 合併の種類

①吸收合併 ( $A+B=A$ ) と新設合併 ( $A+B=C$ )

②吸收合併、新設合併いずれにすべきか

実務においては、吸收合併を選択する会社が多い

##### (2) 合併できる会社形態

①有限責任公司 + 有限責任公司 = 有限責任公司

②股份有限公司 + 股份有限公司 = 股份有限公司

③(上場股份) 有限公司 + 有限責任公司 = 股份有限公司

④(非上場股份) 有限公司 + 有限責任公司 = 股份有限公司/有限責任公司

### 三(三)合併、分割

#### (3) 合併の諸手続（吸収合併の場合）

- ①合併に関する各会社の最高権力機関の決議
- ②解散及び合併に関する政府商務部門の届出  
(下記④の後に実行する可能性も)
- ③債権者に対する通知及び公告（公告期間：45日以上）
- ④消滅会社の工商登記の抹消、存続会社の工商登記の変更
- ⑤その他の登記手続（外貨登記など）

#### (4) 実務上の問題点

- ①合併に伴う分公司の登記処理
- ②債権債務に関する包括的な承継
- ③従業員の取扱い
- ④輸入税減免貨物の処理

# 三(三)合併、分割

## 3. 分割

### (1) 分割の種類

- ①存続分割 ( $A=A+B$ ) と解散分割 ( $A=B+C$ )
- ②存続分割、解散分割いずれにすべきか

※実務においては、存続分割が圧倒的に多い

### (2) 分割の諸手続（存続分割の場合）

- ①分割に関する会社最高権力機関の決議
- ②分割に関する政府商務部門への届出  
(下記④の後に実行する可能性も)
- ③債権者に対する通知及び公告（公告期間：45日以上）
- ④存続会社の工商登記の変更、新設会社の設立の工商登記
- ⑤その他の登記手続（外貨登記など）

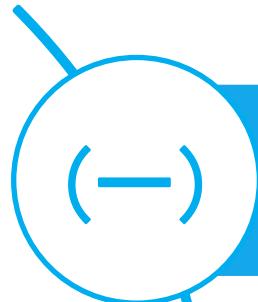
## 三(三)合併、分割

---

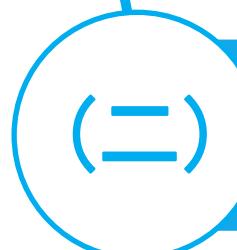
### (3) 実務上の問題点

- ①分割前の債権・債務の処理
- ②分割前の同一建物の共用問題
- ③分割と持分譲渡とを同時に行うことができるか
- ④従業員の取扱い——原労働契約の承継
- ⑤輸入税減免貨物の処理（合併と同様）

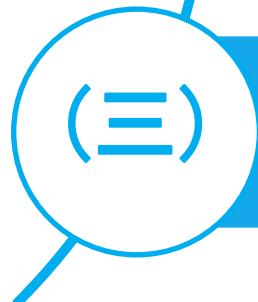
# 四. 会社解散・清算



会社解散・清算に関する法制度



外資系企業の解散・清算手続



債権債務の処理、資産処分及び  
剰余財産の分配

# 四(一)会社解散・清算に関する法制度

## 1. 法制度

- (1) 会社法とその司法解釈
- (2) 三資企業法関連
- (3) 会社登記管理条例
- (4) 「外商投資企業の解散及び清算を法により貫徹することに関する商務部并公庁の指導意見」（2008年5月5日公布・施行、以下は「指導意見」）
- (5) 「外商投資企業解散抹消登記管理の問題に関する商務部并公庁・国家工商行政管理総局の通知」（2008年10月20日公布・施行、以下は「登記抹消通知」）
- (6) 「外商投資企業の設立・変更届出管理暫定弁法」  
(2018年6月29日改正)
- (7) その他

# 四(一)会社解散・清算に関する法制度

---

## 2. 解散事由（外商投資による有限責任公司の解散）

- (1) 経営期間が満了した場合
- (2) 営業許可証が取り消され、会社の閉鎖又は取消が命じられた場合
- (3) 会社の経営管理に著しい困難が生じ、会社の継続により出資者の利益に重大な損害をもたらす恐れがあり、その他の解決方法もないために、10%以上の出資持分を有する出資者が人民法院に解散を請求し、人民法院が解散を認める判決を下した場合
- (4) 定款・合弁契約・合作契約に定める解散事由が発生した場合
- (5) 重大な欠損が生じ経営の継続が困難な場合

# 四(一)会社解散・清算に関する法制度

---

## 2. 解散事由（外商投資による有限責任公司の解散）一続き

- (6) 自然災害、戦争等の不可抗力により重大な損失を被り、経営の継続が困難な場合
- (7) 経営の目的を達成できないと同時に発展の見込みがない場合
- (8) 合弁・合作当事者いずれかの違約により中外合弁企業・中外合作企業としての経営の継続が困難な場合
- (9) 株主会又は株主総会が解散を議決した場合
- (10) 会社の合併と分割により解散が必要とされる場合

# 四(二)外資系企業の解散・清算手続

## 1. 一般的な解散・清算手続

- (1) 解散・清算及び清算組設立に関する会社最高権力機関の決議
- (2) 政府商務部門への解散にかかる届出
- (3) 清算組の設立、及び工商行政管理部門に対する清算組責任者・構成員名簿の届出  
※上記(2)との併行が可能
- (4) 会社財産の整理、債権者への通知、新聞紙への清算公告の掲載  
(公告期間:45日)
- (5) 清算案の作成・承認
- (6) 債権債務処理(債権回収、債務弁済など)

## 四(二)外資系企業の解散・清算手続

### 1. 一般的な解散・清算手続 一続き

- (7) 会計士事務所による清算監査報告書の作成
- (8) 税関登記の抹消及び税関手続完了証書の取得
- (9) 税務登記の抹消及び税金完納証明書の取得
- (10) 清算組による清算報告書の作成、清算報告書に対する最高権力機関・各出資者の承認
- (11) 外貨登記の抹消及び清算後の剩余資金の国外送金
- (12) 工商登記の抹消（法人格の抹消）
- (13) その他の登記抹消手続

## 四(二)外資系企業の解散・清算手続

---

### 2. 外資系企業の解散・清算手続における注意点

- (1) 清算計画の策定、作業チーム（社内担当者、外部専門家）の立上げ
- (2) コンプライアンス上の不備に関する事前点検の必要性
- (3) 清算スケジュールの作成・調整
- (4) 関係政府部門との調整

# 四(三)債権債務の処理、資産処分及び 剰余財産の分配

---

## 1. 債権債務の処理

- (1) 債務の返済
- (2) 債権の回収

## 2. 資産の処分

- (1) 資産の競売、換金等
- (2) 一部の特定資産の処理
  - ①税関が監督管理する資産の処理
  - ②不動産の処分
  - ③知的財産権の処分

## 3. 税金の納付

移転価格問題の処理

# 四(三)債権債務の処理、資産処分及び 剰余財産の分配

---

## 4. 剰余財産の分配

(1) 出資者への配当前に会社資産から支払われる項目

- ①清算費用
- ②従業員賃金、社会保険料、法定経済補償金
- ③税金
- ④その他の会社債務

(2) 清算後の剰余財産の分配基準(会社法186条)

(3) 配当の方法

(4) 対外送金の手続

## 四(三)債権債務の処理、資産処分及び 剩余財産の分配

---

### 5. 紛争解決

#### (1) 日系企業の解散・清算に見られる紛争の形態

- ①債権債務をめぐる紛争
- ②労働争議
- ③「悪意による訴訟」

#### (2) 清算過程における訴訟への対策

# 四(三)債権債務の処理、資産処分及び 剰余財産の分配

## 6. 合弁パートナーとの関係

### (1) 解散・清算申請前の合弁パートナーの同意取得

＜事例＞中国側当事者が合弁会社の解散を認めないため、日本側が解散を求めて仲裁を申し立てた事件

### (2) 従業員との交渉、債権債務の確認、資産の現金化などの合弁パートナーの協力

### (3) 政府部門での諸手続での合弁パートナーの協力

### (4) 剰余財産の配当・送金での合弁パートナーの協力

＜事例＞某中外合弁経営企業の解散に際し合弁パートナーがその資金を流用した事件

# 五. 再編・撤退に伴う人員の削減・調整

- 
- (一) 人員削減・調整の主要手法
  - (二) 人員削減・調整の紛争事例
  - (三) 人員削減・調整の大規模労働争議への対策

# 五. 再編・撤退に伴う人員の削減・調整

## 中国における就業状況

### 求人難

労働者：都市における生活コストの高騰により、地元就職

使用者：人件費を抑えつつ、経験や技術などを要求

### 一部業種での就職不安定

経済成長率の鈍化  
過剰在庫、過剰設備と過剰生産  
企業の経営コストは一層増大

# 五(一) 人員削減・調整の主要手法

---

1. 人員調整の方法
2. 直接雇用の従業員との雇用関係の解消方法
3. 直接雇用の従業員との雇用条件の変更方法
4. 非直接雇用人員の削減方法
5. 経済補償金の計算・支払
6. 人員削減・調整の遂行テクニック

# 五(二) 人員削減・調整の紛争事例

## 1. 労働争議の動向

労働争議案件の法律適用類型別ランキング 上位5位

1

労働契約法30条（労働報酬の支払義務）

2

労働契約法47条（経済補償の金額）

3

労働契約法46条（経済補償の支払）

4

労働法50条（賃金の支払）

5

労働契約法38条（労働者による労働契約の解除）

出所：理脉 Legal Miner

# 五(二) 人員削減・調整の紛争事例

---

## 2. 大規模労働争議の類型

- (1) 経済補償金・勤続年数の買取に関する紛争
- (2) 労災、職業病の補填に関する紛争
- (3) 社会保険料の追納に関する紛争
- (4) 残業代の計算ミスに関する紛争
- (5) 福利厚生の不足に関する紛争
- (6) その他の紛争

# 五(二) 人員削減・調整の紛争事例

## 3. 大規模労働争議の特徴

- (1) 発生要因: 歴史的転換期に伴う経済・社会の構造変化
- (2) 大規模労働紛争のポイント
  - ① 争議内容の複雑化、類型の多様化  
(以前は労働契約の解除に関するものが主)
  - ② 争議発生時期の多様化
  - ③ 争議の集団化
  - ④ 困難となる調停
  - ⑤ 在職従業員による提訴・権利要請の増加
  - ⑥ 労働組合の役割拡大

# 五(三) 人員削減・調整の大規模労働争議への対策

## 1. 基本的なポイント

- (1) 労働関連法令、司法解釈等の体系的な整備
- (2) 労働保障部門における行政監督管理職能の発揮
- (3) 政府関連部門と業界協会、企業に対する引率機能の発揮
- (4) 裁判所、司法部門、労働行政部門、労働組合、労働争議仲裁委員会との連携による「多元化紛争解決機制」の運用
- (5) 企業による自主的な予備体制と危機管理

# 五(三) 人員削減・調整の大規模労働争議への対策

## 2. 労働争議に対する政府部門の取組み

- (1) 全国的な範囲での最低賃金基準の調整
- (2) 労働組合の役割の顕在化と職能の改善
- (3) 全国及び地方における賃金の集団協議制度を推進
- (4) 「賃金条例」制定の動向

## 3. 日系企業の危機管理の将来像

## 4. 労使紛争の円満解決に向けて

＜事例1＞ 某中外合弁企業の整理解雇をめぐる紛争

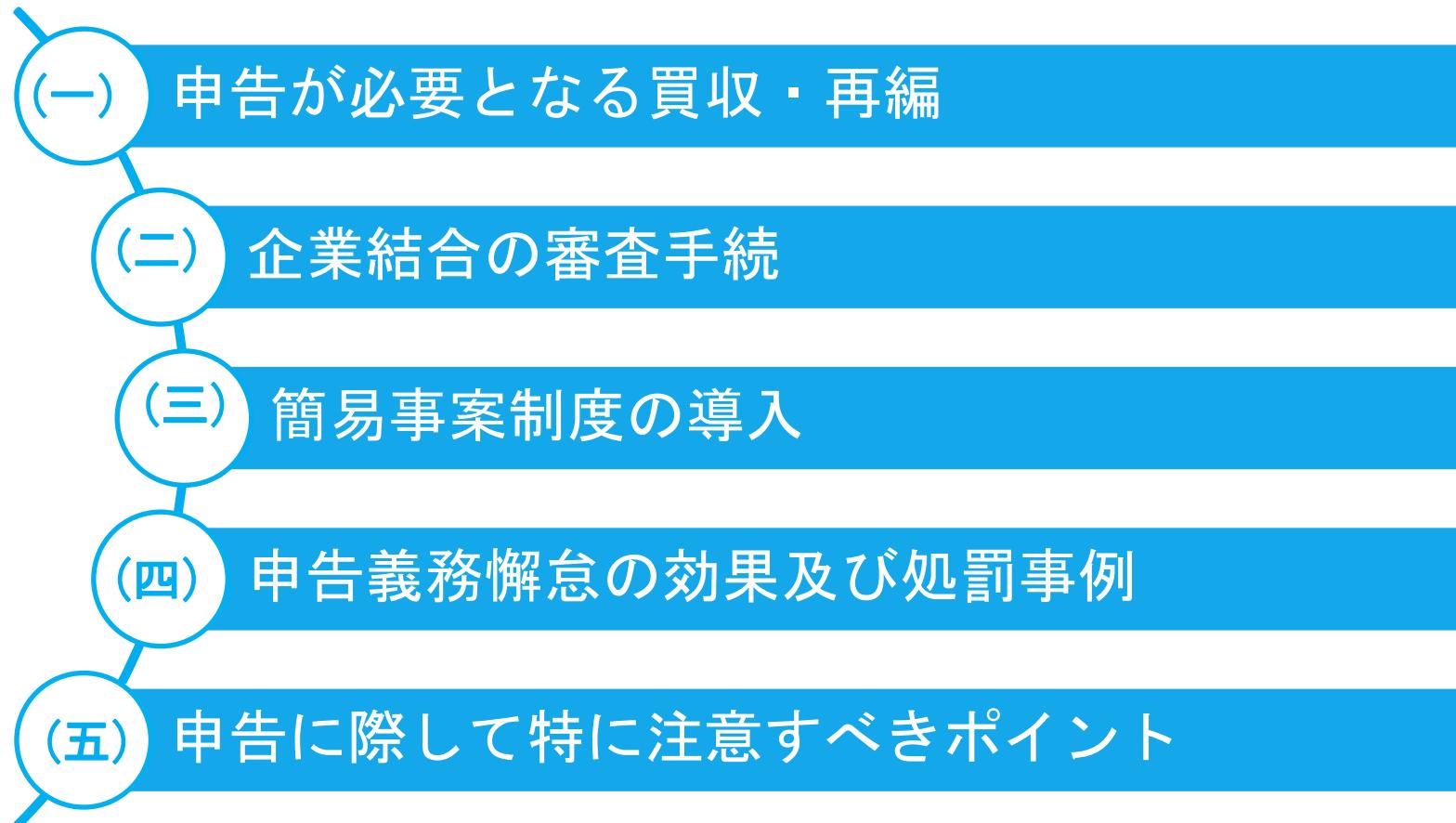
＜事例2＞ 某外資企業の解散時における経済補償金の算定基準をめぐる紛争

# 五(三) 人員削減・調整の大規模労働争議への対策

## 拙稿の紹介

1. 「企業再編、撤退時の人員削減について」  
(三菱UFJ銀行・BTMU中国月報 2016年11月号)
2. 「日本企業の中国進出と危機管理—危機対応への備えと再発防止策の策定」  
(日本在外企業協会・グローバル経営 2013年4月号)
3. 「中国における人員整理をめぐる課題」  
(日本在外企業協会・グローバル経営 2010年9月号)
4. 「労働紛争に対する中国司法・行政の新たな取組み」  
(商事法務・NBL 2010年No.941)

# 六. 買収・再編における企業結合申告

- 
- (一) 申告が必要となる買収・再編
  - (二) 企業結合の審査手続
  - (三) 簡易事案制度の導入
  - (四) 申告義務懈怠の効果及び処罰事例
  - (五) 申告に際して特に注意すべきポイント

# 六(一) 申告が必要となる買収・再編

## 1. 企業結合の形態（独禁法20条）

- (1) 事業者の合併
- (2) 持分又は資産を取得する方法により、他の事業者に対する支配権を取得すること
- (3) 契約等の方法により、他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対して決定的な影響力を及ぼすことができるようになること

※企業合併、持分買収、資産買収、合弁会社設立の場合、企業結合申告の必要が生じる可能性がある

※支配権に関する実務

# 六(一) 申告が必要となる買収・再編

## 2. 申告基準 (2つ状況のうちいずれかに該当する場合)

前会計年度の売上高		
	結合に参加する全事業者の合計	うち少なくとも 2事業者
(1)	全世界で100億元超	中国本土で4億元超
(2)	中国本土で20億元超	中国本土で4億元超

※上記基準に達しなくても主管部門の調査を受ける場合もある

# 六(一) 申告が必要となる買収・再編

## 3. 適用除外

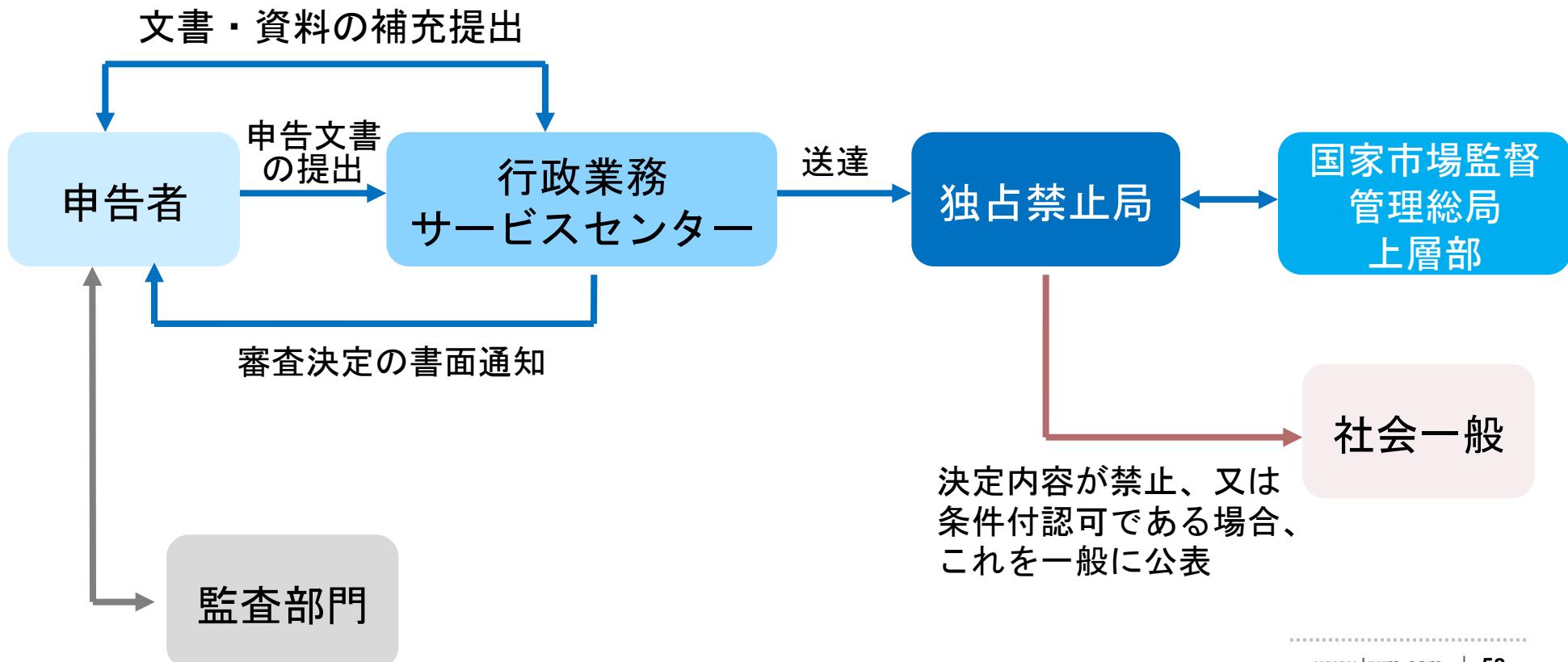
- (1) 結合に参加する1つの事業者が、他の各事業者の50%以上の議決権をもつ株式又は資産を有しているとき
- (2) 結合に参加しない同一の事業者が、結合に参加する各事業者の50%以上の議決権をもつ株式又は資産を有しているとき

### ●国務院の組織再編

商務部独占禁止局→國家市場監督管理総局独占禁止局

# 六(二)企業結合の審査手続

## 1. 独占禁止局の審査手続



# 六(二)企業結合の審査手続

## 2. 審査期間

\* 日数は、いずれも業務日ではなく暦日で計算

段階	期間	審査結果		通過の可否
第1段階 (第1次 審査)	30日以内	第2次審査の実施を決定		未確定
		第2次審査を 実施しないこ とを決定	制限条件を 付加	条件付 審査通過
			制限条件を 付加しない	審査通過
		決定のないまま期限切れ		審査通過
第2段階 (第2次 審査)	90日以内、 特定の状況 については 最長60日の 延長	禁止決定		禁止
		禁止しないこ とを決定	制限条件を 付加	条件付 審査通過
			制限条件を 付加しない	審査通過
		決定のないまま期限切れ		審査通過

## 六(二)企業結合の審査手続

---

### 3. 独占禁止局の意見募集

### 4. 独占禁止局が審査において考慮する要素

- (1) 取引に参加する事業者の関連市場における市場占有率及び市場に対する支配力
- (2) 関連市場における市場集中度
- (3) 市場参入、技術の進歩に与える影響
- (4) 消費者及びその他の関連事業者に与える影響
- (5) 国民経済の発展に与える影響
- (6) 独占禁止局が認めたその他の要素

# 六(三)簡易事案制度の導入

## 1. 簡易事案制度の関連規定

「事業者結合における簡易事案  
適用基準に関する暫定規定」

(2014年2月11日公布、翌日施行)

「事業者結合簡易事案の申告  
に関する指導意見(試行)」

(2014年4月18日公布・施行)

# 六(三)簡易事案制度の導入

## 2. 簡易事案の適用基準

- (1) 同一の関連市場において、結合に参加する全事業者の市場占有率の合計が15%を下回ること
- (2) 結合に参加する事業者が川上・川下の関係にあり、川上・川下の市場における市場占有率がそれぞれ25%を下回ること
- (3) 結合に参加する事業者が同一の関連市場において事業を行っておらず、かつ、川上川下の関係にもなく、当該結合取引と関連するいずれの市場においてもそれぞれの市場占有率が25%を下回ること
- (4) 結合に参加する事業者が中国国外で合弁会社を設立し、その合弁会社が中国国内で経済活動を行わないこと
- (5) 結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収し、その外国企業が中国国内で経済活動を行わないこと
- (6) 2つ以上の事業者が共同で支配する合弁会社が、結合によりそのうち1つ以上の事業者に支配されること

# 六(三)簡易事案制度の導入

---

## 3. 簡易事案の特徴

(1) 公示制度の確立（公示期間は10日間）

(2) 申告資料の簡素化

① 申告人の中国国内関連実体の営業許可証、外商投資企業批准証書のコピーなどの提出は不要

② 通常事案の申告人に関するサプライヤー・顧客情報、市場参入の難易度に関する説明及び関連情報の提供など及び関係者の結合に対する意見に関する内容は不要

(3) 審査の効率化

ほとんどの簡易事案が第1次審査期間中に認可

# 六(四) 申告義務懈怠の効果及び処罰事例

---

## 1. 企業結合申告の要否をめぐる解釈

- (1) 中国市場への影響と申告基準
- (2) 一部機能のみを備えた合弁企業の取扱
- (3) 支配権の取得の有無

# 六(四) 申告義務懈怠の効果及び処罰事例

## 2. 申告懈怠に対する処罰

### 独占禁止法

「事業者結合の違法な不申告に対する調査処理に関する暫定弁法」

- 調査対象事業者が事業者結合の違法な不申告を行ったことが調査により認定されたとき、商務部は、対象事業者に対し、次の処罰を行い、結合前の状態への回復を命じる
  - ①50万元の罰金
  - ②事業者結合の停止
  - ③一定期間内における持分若しくは資産の処分
  - ④一定期間内における営業譲渡
  - ⑤その他必要な措置

# 六(五) 申告に際して特に注意すべきポイント

## 拙稿の紹介

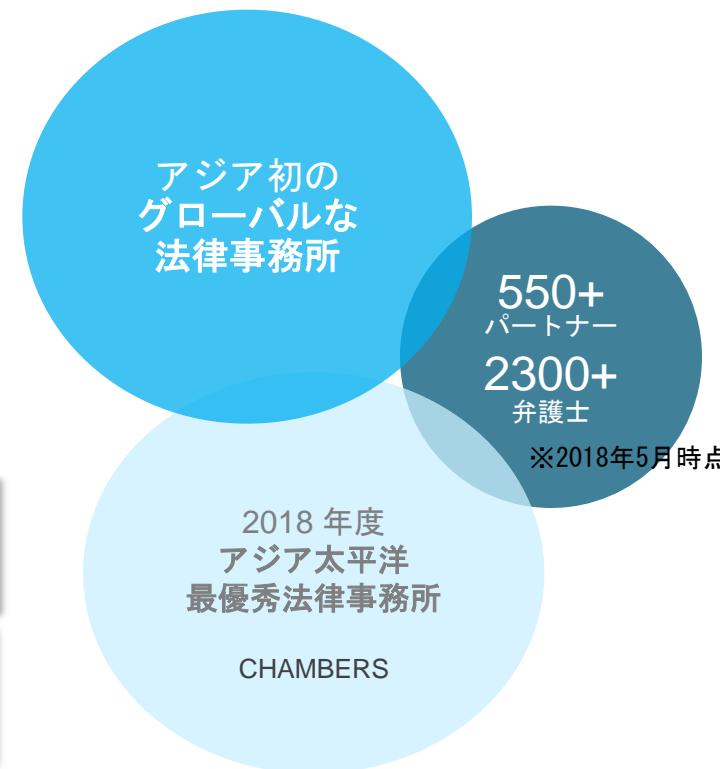
1. 「中国における事業者結合申告懈怠の処罰」 (劉新宇)  
(JC ECONOMIC JOURNAL、 2016年12月号)
2. 「中国における事業者結合申告の簡易事案制度の導入」 (劉新宇)  
(JC ECONOMIC JOURNAL 、2015年2月号)
3. 「中国における事業者結合の簡易事案に関する独禁法審査」 (劉新宇)  
(ビジネス法務、 2014年5月号)
4. 「中国独禁法における企業結合の不申告とその法的責任」 (劉新宇)  
(JCAジャーナル 第58巻11号(2011. 11))
5. 「最近の申告実務から見た中国独占禁止法における『経営者集中』」 (寧宣鳳・劉新宇)  
(国際商事法務 Vol. 38, №.8、 №.9 (2010. 8・9)

# 金杜法律事務所の紹介

1993	1993年、金杜中国は北京において設立
27	全世界27拠点のグローバルネットワーク (中国、日本、オーストラリア、イギリス、アメリカほか)
12 (5)	中国12拠点のローカルネットワーク (日本語対応：北京、上海、深セン、広州、成都)

卓越した制度 + 卓越した人材 + 卓越したサービス = 金杜

会社法務	外商投資	M&A	独禁法	資本証券
清算・破産	銀行・融資	コンプライアンス	貿易・外貨	税関・税務
知的財産権	労働・環境	国外投資	訴訟・仲裁	その他



# 金杜 (King & Wood Mallesons) 東京事務所の紹介

2004年

金杜外国法事務弁護士事務所 発足

日本法弁護士7名増員

2016年

King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業

クロス  
ボーダー  
M&A

OUTBOUND  
&  
INBOUND  
投資

国際取引

国際知財

日本国内案件はもとより  
各種分野において、強みを更に  
活かし、クライアントの皆様に  
高度かつ迅速なリーガル・サー  
ビスをご提供して参ります。

# 「金杜研究院」の紹介

## 微信 (WeChat) 公式アカウント : KWM\_China

最新の法令や法実務の動向について、定期的に論文を発表しております。  
中国語又は英語ですが、是非フォローのうえ、ご高覧ください。



海关企业信用管理出新规

2018-03-16

新规重点对三方面内容作了修改和调整。



刘新宇

合伙人 (公司证券部) (公司证券二部)

详情

### 本文作者



刘新宇

公司业务部 | 合伙人

liuxinyu@cn.kwm.com



税関企業信用管理に  
新たな法令



Legal Risks Confronting Cross-Border E-Commerce

2017-10-23



刘新宇

合伙人 (公司证券部) (公司证券二部)

详情

### 主要联系人



Liu Xinyu

Corporate & Securities group  
Partner  
liuxinyu@cn.kwm.com



Feng Xiaopeng  
Consultant



越境ECをめぐる  
法的リスク



海关、质检机构改革：进出境监管的变  
与不变

2018-04-16

质检总局的出入境检验检疫管理职责和队伍划入海关总署。



刘新宇

合伙人 (公司证券部) (公司证券二部)

详情

### 本文作者



刘新宇

海关与贸易合规团队 |  
合伙人

liuxinyu@cn.kwm.com



税关、品質検査機関の  
構造改革

# 金杜法律月報の紹介 (日本語版・無料提供)



# 「中国商業賄賂規制 コンプライアンスの実務」の紹介

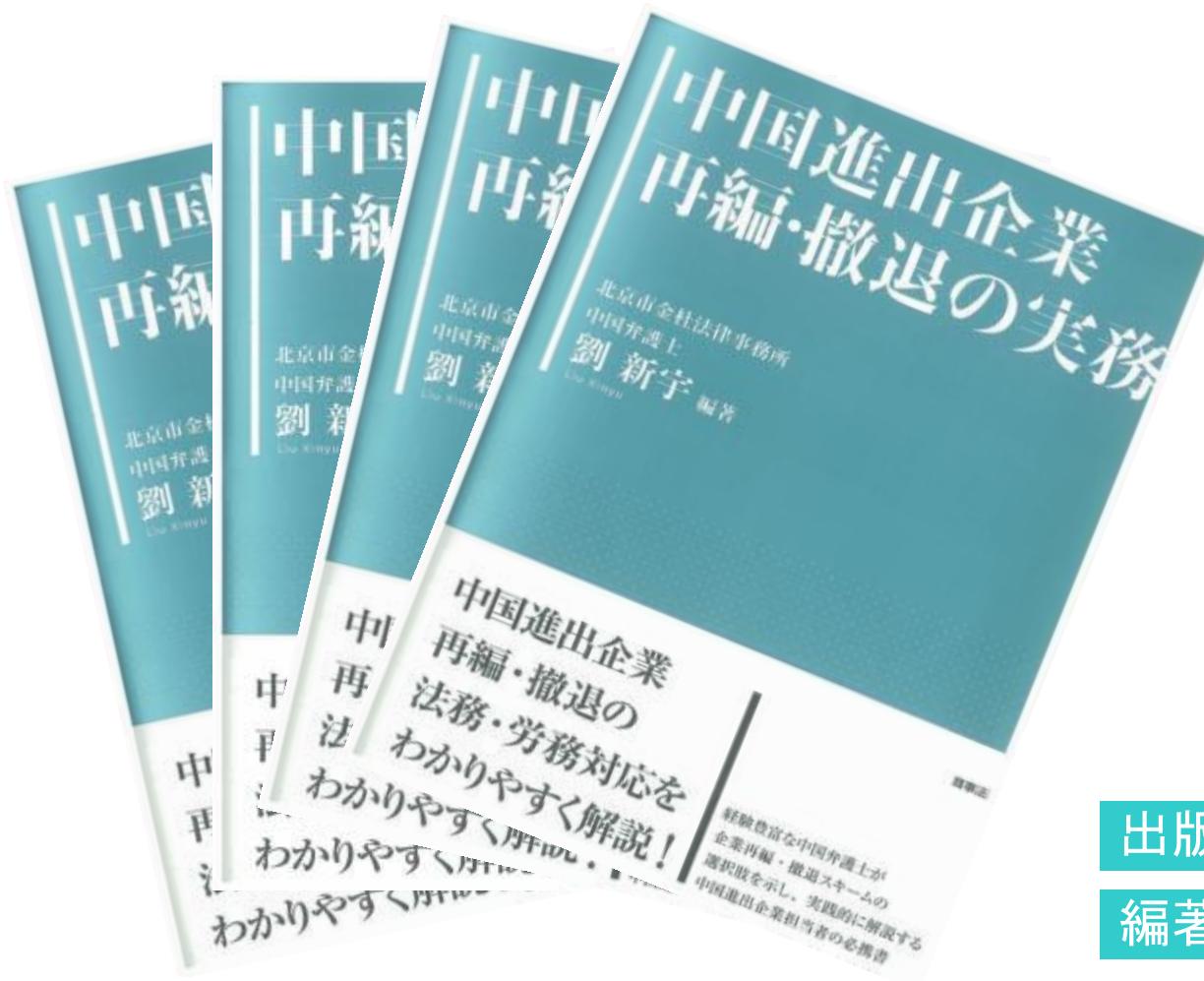


出版社：商事法務

出版日：2015年6月

監修者：劉新宇

# 「中国進出企業 再編・撤退の実務」の紹介



出版社：商事法務

編著者：劉新宇

# 他の拙作の紹介

## 事例でわかる 国際企業法務 入門

日・米・英・中の  
各國法による実務

安江英行・劉新宇

International Corporate  
Business Law

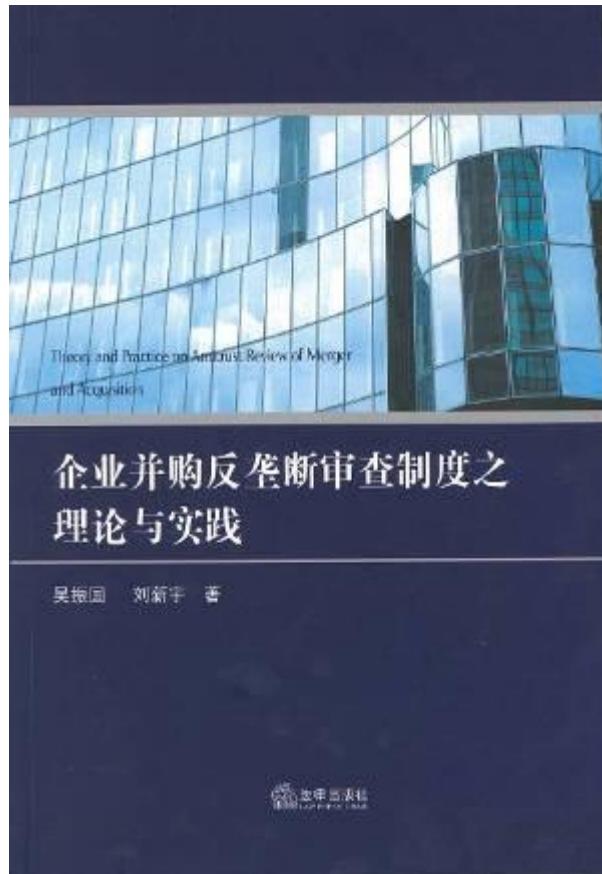
国際ビジネスに必須の法務知識を  
27の事例とQ&Aで平易に解説

紛争関連も含めた契約全般にわたる留意点から  
債権保全・破産法・独禁法・国際売買契約まで  
主要4カ国法の法則に基づく実務を比較解説

ISBN978-4-575-28000-9

出版社：中央経済社

共著者：劉新宇



## 中国赴任者 のための 法務相談事例集

中国常駐人員の法律咨询事例集

経営法友会  
中国法務研究会

## 中国法務の虎の巻 中国駐在はこれで安心！

商事法務

出版社：商事法務

監修者：劉新宇

# 劉新宇 金杜法律事務所 中国弁護士



T +86 10 58785091  
liuxinyu@cn.kwm.com

- 中国政法大学大学院 特任教授
- 中国人民大学税関・外為法研究所 共同所長
- 中国国際経済貿易仲裁委員会 仲裁人
- 一般社団法人日本商事仲裁協会 名簿仲裁人
- 中国社会科学院法学研究所私法研究センター 研究員
- 中日民商法研究会 副会長
- 早稲田大学トランスナショナルHRM研究所 招聘研究員
- 中国・太平洋経済協力全国委員会人材資源委員会 委員
- 中華全国弁護士協会国際業務委員会 委員

謝謝！

ご清聴ありがとうございました。